

令和4年5月28日開催 遊佐町沖における洋上風力発電に関する住民説明会 質疑応答

項目	意見・質問	回答
全般	<p>○環境省資料4ページ「脱炭素社会実現のための洋上風力発電の位置づけ」について、出力目標の記載があるが、風車何基分というようにわかりやすく記載してほしい。 また、今回2030年まで1,000万キロワットとあるが、これは風車何基分に該当するのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○事業ごとに使用する風車の出力によって変わってくるため、一概に何基分と決められるものではありません。重要なのは風車の本数ではなく、どれくらい発電できるのかが重要な観点と考えているため、出力を目標として設定しております。なお、風車の本数について目安として申し上げますと、最近の洋上風車の1基あたりの出力は1.2万～1.5万キロワットという例を見るので、そこから割り戻していただければ大まかな本数はイメージできるかと思えます。</p>
	<p>○発電設備の設備利用率について、遊佐町沖の風況が大変よいという説明があったが、現段階でどの程度の設備利用率を想定しているのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○国として遊佐町沖の案件の設備利用率は何%という見込みを固めている訳ではありません。あくまで一般論として申し上げると、洋上風力の場合の設備利用率として平均的に33%程度が期待されており、そのために風速7.0m/s以上が望ましいとされています。 現在、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が風況調査を行っており、この調査データをもとに事業者は設備稼働率を含め、どれくらいの事業性が見込まれるか検討していくこととなります。</p>
	<p>○再エネ賦課金の単価について、3.36円/kWhだったものが今年5月から3.45円/kWhに値上げになったが、今後の見通しについて、どの程度値上げを見込んでいるのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○再エネ賦課金は、買取価格や再エネ導入の実績などを踏まえて、毎年度の賦課金の単価を決めておりますので、将来の単価がいくらかになるか現時点で見通しを付けるのは難しいです。 また、再エネ賦課金の単価が上がるということは、国民の負担に直結しますので、洋上風力に限らず再生可能エネルギーの導入と並行して国民負担の抑制を目指しており、そのために大量導入による発電コストの低減を実現していくための仕組みが重要であると考えております。</p>
	<p>○洋上風力発電は迷惑施設ではないか、どうお考えか。 先進地のヨーロッパでは、反対運動等も起こっており、沖合で浮体式という形になっていると思う。浮体式にすれば、騒音や健康被害、景観、野生の動植物全般に与える影響等、様々な問題をほとんど考えなくてよくなる。 なぜここに、今、大急ぎで大規模なウインドファームを作ろうとしているのか。かなり無理があるのでは。 迷惑施設ではないと考えるのであれば、もっと都市部に近いところで作れないのか。 小池都知事が新築ビルへの太陽光パネル設置義務化の条例制定の方針を出した。電力の大消費地である都市部に、発電・利用できるエネルギーの形があるのではないか。 また、環境省資料の4ページについて、洋上風力発電導入目標が記載されており、北海道、東北、九州の目標値が大きい。迷惑施設はなるべく遠くの方に置いておこうという感じを受けなくもない。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○迷惑施設という認識で洋上風力の議論を行っているつもりはありません。発電施設の特徴・性質を踏まえて、何かしらの環境影響が生じる可能性があるものということから環境影響評価の対象としております。区域設定に関して、国の方で一方的にこの遊佐町沖の区域を設定したものではありません。都道府県からの情報提供で示された場所が現在検討されている区域であり、関係者と一定程度の議論が行われているという情報を踏まえ、この場所を候補としているものです。</p> <p>【山形県】 ○情報提供した経緯については、山形県ではエネルギー戦略の中で再生可能エネルギーの導入拡大を進めております。その中でも、風力発電は非常にポテンシャルが高いということもあり、遊佐町沖は風況などの環境が良いこと、沿岸地域の海底環境が遠浅の砂地と推測されること、比較的早い時期から風力発電が普及してきた歴史があることなどを踏まえ、丁寧に検討を重ねてきたところです。 そういった背景があり、洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響等、課題について議論する場として、遊佐沿岸の検討部会を設置し、議論を重ねた上で、国へ情報提供いたしました。</p> <p>【資源エネルギー庁】 ○環境省資料の図は、風力発電のポテンシャルについて示しているものであり、円グラフの大きさは風況等の自然的条件から適地が多いということを反映したものです。当然ながら、風力発電は風が吹いている場所でなければ発電できません。需要地から迷惑施設を離れた場所で洋上風力を導入したいというような考えは一切なく、そのような意図で示したものではありません。風況上のポテンシャルがあるという条件のもとで、実際にその場所で洋上風力発電ができるかは地域の関係者で議論して決めていくこととなります。</p>

項目	意見・質問	回答
環境アセスメント	<p>○環境省資料 11 ページ「国による洋上の環境情報の調査」について、遊佐町沖が選定されたとあるが、だれが応募したのか。</p>	<p>【環境省】 ○環境省による洋上風力の環境調査は、令和3年度に公募したところ山形県から応募があり、環境省がこれを採択し、令和4年春から調査を実施しております。</p> <p>【山形県】 ○多くの事業者が環境アセスメント手続きを行っている中、今後行われる、環境影響評価準備書を作成するための現地調査において、同時期に複数事業者が同様な調査を実施することは地元混乱を招く恐れがあり、社会的コストも削減できるため、応募したものです。</p> <p>※ 環境調査…環境アセスメント実証事業（R4.4～）</p>
	<p>○環境省が今回の調査を行うことにより、事業者の調査がどの程度軽減されるのか。</p>	<p>【環境省】 ○遊佐町沖では、すでに複数の事業者が方法書を公表しており、一部は、環境省による環境調査でカバーしていない調査が計画されております。環境省の事業では、事業者がアセスメント手続きを開始する前に環境省が環境調査を行い、公募で選ばれた風力発電事業者がアセスメントを行うという順番が望ましいと考えていたところです。また、洋上風力のアセスメントはまだ十分な実績がないため、環境省の調査では、どのような調査を行えば合理的できちんと説明できる材料が揃うのか、モデルケースとして提示できるような調査設計を目指して進めております。</p> <p>【山形県】 ○環境影響評価で必要な調査項目については、調査期間が約2年を要するものから1年程度で終了するものがあります。環境省の調査結果を活用することで、調査期間の短縮などの事業者の負担軽減に加え、複数の事業者が同様の調査を同時に行うことを抑制し、調査に係る地元関係者の負担低減にも繋がると考えています。</p> <p>※ 環境影響評価…事業者が調査と環境への予測及び評価を行い、結果を公表して一般等から意見を聴き、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。事業計画の作成段階に合わせて配慮書、方法書、準備書の段階で住民の方々が意見を述べることができる。</p>
	<p>○環境省の資料 12 ページに関連して、湧水関係の調査は、文献調査だけで終わるのか、それとも現地確認を行うのか。</p>	<p>【環境省】 ○海底湧水については、環境省による環境調査の内容の公表後に情報を得ました。現時点で、湧水の現地調査は計画しておらず、まず、地質や地下水など各方面の詳しい専門家から情報収集するなどの調査を計画しており、事業者がアセスメントを行う際の知見として使えるよう整理します。</p>
	<p>○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の海底地盤調査項目の中に、ボーリング調査がある。 遊佐町の特徴として、海底湧水があるが、海から陸地に塩水が入ってくるのを押し戻す形で非常によい環境状態を保っている。これを何十基も風車を建てるためのポールを仕込むことによって地下水脈を破壊し、塩水化を起せば、平野部の農場にも影響が出るのではないかと心配だ。文献調査や、ボーリングによる地質調査だけでなく、地下水の流動状態を可視化できるような調査を行ってほしい。</p> <p>○事業者からはアセス項目に湧水調査の記載が無いので、項目として選定しないと言われた。環境省としてはどのように考えるか。</p>	<p>【環境省】 ○湧水について、どのような深さで、どういう分布になっているか、どこまで繋がっているのか、今回計画している沖合で深い穴を掘っても大丈夫なのか等、科学的にどのようなことを調べればよいのか、まず専門家から情報を集めたいと考えております。</p> <p>○「アセスメントの項目として湧水が無いから項目として選定しない」という事業者の認識は誤りです。環境影響評価（アセスメント）の項目については方法書の手続きを通じて検討し、その後に実施する環境影響評価の設計に反映することとなっております。</p>

項目	意見・質問	回答
環境アセスメント	<p>○これまで10事業体から配慮書、2事業体から方法書が出てきているが、その都度、説明会に行き、縦覧し、意見書を書いており、非常に負担に感じている。それなのに中身はほとんど一緒である。</p> <p>配慮手続きというのは、複数案を示し、早期の段階で柔軟な変更に対応できるというものではないのか、その法の趣旨が全く無視されていると考える。どこの事業体も複数案どころか一つの場合も示していない。そういった不備のような、配慮書方法書を、国は受け付け、それを県にまわし、県知事は市町村に対して意見を求めてくる。そして、市・町の環境審議会景観審議会では、配置図・フォトモンタージュが提示されていない、何も判断する材料がない状態で意見を出せと言われる。</p> <p>これは適切なものか。そういったものを受け付けていることに対し、環境省の見解を聞きたい。</p>	<p>【環境省】</p> <p>○配慮書手続きは、平成24年の環境影響評価法の改正時に導入されました。ほぼ同じ時期に風力発電がアセスメント法の対象事業となりましたが、同じサイトに複数の事業計画によるアセスメント手続きが進められるような事業のあり方は想定しておりませんでした。</p> <p>洋上風力発電に関していえば、事業の位置や規模を検討する段階で地域の声を聴くという配慮書において想定しているプロセスを再エネ海域利用法においても行う形になっています。並行して同様のことが行われている状況であるため、現在、経済産業省と相談し、今後の制度について検討することとしています。</p> <p>【山形県】</p> <p>○配慮書及び方法書手続きでは、環境影響評価法の規定に基づき、市・町から提出される意見と、県環境影響評価審査会を踏まえ、知事意見を発出しています。</p> <p>令和2年度から多くの事業者が環境アセスメント手続きを行い、説明会の傍聴や配慮書・方法書の説明会にご負担が生じていましたが、令和3年12月に20社がコンソーシアムを設立し、共同で環境影響評価を行うこととなり、現在手続き中の事業者は5社となっています。</p> <p>※ 環境アセスメント…配慮書、方法書、準備書、評価書という4つの段階があり、事業計画の作成段階に合わせて配慮書、方法書、準備書の段階で住民の方々が意見を述べるができる。県では、事業者に対し環境影響評価法に沿って手続きを進めるように指導している。</p>
	<p>○遊佐町沖で国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が海底地盤調査を行うという回覧板が回ってきた。この調査結果はいつ頃まとまるのか。</p> <p>また、遊佐町沖での事業実施が正式決定されたということではありませんという注意書きがあるが、結論はいつ頃出るのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】</p> <p>○この調査の目的は、将来促進区域指定する時を想定して、国交省と連携して、予め風況だけでなく地質等を含めた自然的条件の確認を行っているものです。それに加えて、事業者を公募するに当たり、各事業者が事前に得ている情報の差によって事業計画の程度に差が出るのは望ましくないため、適切な公募の実施に向けて必要な情報量を確保するために、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）でも調査を実施しているものです。</p> <p>調査結果については、将来、遊佐町沖が促進区域に指定された場合、事業者の公募を行う手続きに入った段階で、公募に参加する予定の事業者に対して情報提供を行っていくこととなります。</p> <p>また、あくまでこれは調査であり、遊佐町沖での洋上風力事業の実施は協議会での合意を前提としているため、協議会での協議が調った場合にはじめて事業実施に向けた手続きを進めていくこととなります。そのため、いつ頃に事業実施が決まるのかというのは現時点でお答えできません。</p>
地域振興策	<p>○資源エネルギー庁資料17ページ「観光資源・環境学習の場としての活用」について、提示された内容は、遊佐町には必要ない。机上の空論という感じがする。</p>	<p>【資源エネルギー庁】</p> <p>○資料で示した5つの事例はあくまで参考情報であり、先行している海外事例を振興策の検討材料として提示したものです。遊佐町において必要かどうか、別のことに注力した方が良いのではないかなど、そういった点を地域でよく議論することが大切であると考えております。国として、この事例に記載の内容をやるべきと言っている訳ではないことをご理解ください。</p>
	<p>○資源エネルギー庁資料20ページ「④水産資源の漁場の創出・改善・回復」に「蛸集」と書いてあるが、何と読むのか。できるだけわかりやすい言葉で書いてほしい。</p>	<p>【資源エネルギー庁】</p> <p>○「いしゅう」と読みます。蛸集効果というのは、寄り集まってくることを指します。魚礁効果と言われることもありますが、魚が集まってくる現象のことを蛸集効果という言い方をしています。今後はより分かりやすい言葉に言い換えるようにいたします。</p>

項目	意見・質問	回答
事業者選定の評価	<p>○風車は国内メーカーが撤退し、そこに関わる企業も海外ばかりと聞いている。今回先行で決定した、秋田県2区域と千葉県1区域での部品の調達などはスムーズにいくのか。懸念はないのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○公募評価においては、部品調達の観点を含め、事業を安定的に継続できるのかという点についても適切に評価しております。昨年末に事業者選定を行った3区域の公募占用計画については、現時点では計画認定前であり詳細は申し上げられませんが、認定に向けて、該当する地域の協議会等において、選定事業者よりこれらを含む公募占用計画の概要を説明いただく予定です。</p>
	<p>○先行3区域の公募結果を踏まえ、供給価格に対する配点が大きいため、公募評価制度の見直しを行っているというが、どのような方向で見直していくのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○昨年末の事業者選定結果について、一般的に予想されていたであろう価格よりかなり低い価格が出てきたものと理解しております。3月の審議会で公募結果の総括を行いました。低い入札価格で落札されたこと自体は国民負担の低減の観点からは望ましい結果であったと認識しております。 そのうえで、現在国の審議会において、エネルギー政策や公募の事業者選定プロセスの公平性・透明性確保の観点から、今後の事業者選定公募の評価の考え方等について議論しており、次の公募時には新たな事業者選定公募の評価の考え方に基づき事業者選定を行っていくこととなります。</p>
今後の進め方	<p>○国が進めるやり方によっていけば、撤去後、処理も含めてきれいな状態の元の西浜に戻るのか。 また、途中被害もなく、健康被害もないと約束できるのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○公募で選定された事業者には、事業終了後、関係法令を遵守しながら発電設備を撤去いただく義務を負っていただくこととしております。また撤去費用の全額を確実に確保出来るよう、事業者に対して保証状の提出や撤去費用の積み立てを課しています。加えて、協議会は選定事業者の決定後も事業者を加えた形で継続していくため、協議会の中で運転状況や維持管理を含めて国としてもしっかり確認を行ってまいります。</p> <p>【環境省】 ○環境省としても海洋汚染防止法において洋上風力発電の撤去をどのようにするべきかなど、検討を進めてきたところであり、制度や技術の整備について引き続き取り組んでいきます。 今後、多くの洋上風力を導入していくにあたり、風力発電事業者、地域の方々、県、国が連携し、きちんとモニタリングして、把握していくことが重要であり、必要な対応に取り組んでまいります。</p>
	<p>(更問1) ○確認だが、国が責任をもって、最後まで後片付けも含めてやってくれるということか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○前提として、履行責任は事業者にあり、事業者が確実に履行することを国として指導・監督していきます。そのため、公募時点で撤去に必要な費用の確保方法についても確認することとしているほか、運転期間中も実施状況を都度確認してまいります。</p>
	<p>(更問2) ○事業者が撤退したり、組織・法人自体が無くなったりした場合は、国が責任を持つのか。</p>	<p>【資源エネルギー庁】 ○公募で選定された事業者にかかる撤去義務および撤去費用の確保は、第三者が事業を継承した場合にも当該者に引き継がれます。また事業の継続性という観点も含めて公募段階で審査を行っておりますが、更に撤去費用については事業者の倒産時にも確実に確保されるような仕組みとなっているかも確認しております。なお繰り返しになりますが、国として公募時点で確認を行うとともに、選定事業者によって公募時の説明内容が確実に履行されるよう必要な指導を行ってまいります。</p>